

○ 2022年度競技規則改正のポイント

(一財) 栃木陸上競技協会 審判部

○本年度の主な変更について

TR17. 4. 3、TR17. 4. 4	曲走路の内側を踏んだ際の扱い
TR5. 2	競技用靴
TR25. 17	フィールド競技の試技時間
TR29. 3、29. 5、30. 1	走幅跳、三段跳の判定
TR32. 14	円盤投・ハンマー投の無効試技・囲いの境界
CR25. 4	スタートリストと結果に記載する略号
CR32	世界記録として公認される種目
CR37	日本記録として公認される種目
CR37	記録の申請時期

1. 曲走路の内側を踏んだ際の扱い (TR17.4.3、TR17.4.4)

以下の場合で、それぞれ実質的な利益がなく、他の競技者を押し分けたり走路を塞いだりして進行を妨害していなければ、失格とはならない (TR17.2 参照)。

実質的な利益を得たと判定された場合、その競技者または当該 レースのリレー・チームは失格となる。

○17.4.1 レース中に他の者や何らかの物によって押されたり、妨害されたりしたために、自分のレーン外、縁石やラインの上あるいは内側に足が入ったり走ったりした場合。

○17.4.2 レーンで行うレースの直走路において自分のレーン外を、もしくは障害物競走の水濠に向かう迂回路の直線区間において走路外を、踏んだり走ったりした場合。またはレーンで行うレースの曲走路において自分のレーンの外側のラインを踏んだり、外側のレーンを走ったりした場合。

○17.4.3 **レーンで行うすべてのレース** (TR17.3. 1 参照) の曲走路で、レーンの左側の白線や走路の境界を示す縁石または白線に 1 回 (1 歩) だけ触れた場合。

○17.4.4 **レーンで行わない** (一部をレーンで行わない場合も含む) すべてのレース (TR17.3.2 参照) の曲走路で、走路の境界を示す縁石または白線を 1 回 (1 歩) だけ踏んだり、完全に越えたり (内側に入ったり) した場合。

⇒レーン侵害に関するすべての違反は、競技データシステムに記録され、スタートリストと結果に表示されなくてはならない (CR25.4 略号参照)

⇒次ラウンドへのレーン侵害繰越ルールは同一種目のみに適用され、他の種目には適用されない。

⇒混成競技では、競技者は同一レース中に複数回のレーン侵害行為があったに場合のみ失格となる。当該混成競技でその後に行われる種目へは、レーン侵害繰越ル

ールは適用されない。

●TR17.4.3 TR17.4.4 の記録の取扱い

⇒個人種目・リレー種目ともに1回だけの違反ならその記録は認められる

⇒同一ラウンドで複数回、同一種目で前のラウンドで違反があり、次ラウンドでも違反があれば失格となり、その記録は認められない

●監察員

⇒役割、任務に変更はなし

⇒「どこを踏んだのか」「何歩踏んだのか」「妨害があったのか」「順位を上げようとして中に入ったのか」「ポケットから抜け出そうとしたのか」等をより詳細に見たままを報告する。

⇒ビデオ監察装置を利用できればベターだが、万能ではない

●情報の共有

違反があったときの対応として、記録や次ラウンドへのスタートリスト記載

2 靴に関する規定について (TR5. 2)

競技用靴に関する規程

○靴のカスタマイズ

以下の条件を満たしていれば着用が求められる

- ・カスタマイズは既存靴または新しい靴に限る
- ・承認申請書 WA へ提出され、事前承認を受けている
医療および安全上の理由から、以下のカスタマイズが認められる
- ・靴底の構造および靴底の最大の厚さの変更。最大の厚さは制限以内
- ・ノン・スパイクシューズをスパイクシューズにカスタマイズ
- ・「靴の甲」部分を、別の既存靴または新しい「靴の甲」部分に変更、追加
- ・競技用靴へのインナーソール追加、その他の挿入物や追加物の付加。条件付。
 - a. 追加インナーソールまたは挿入物は、取り外し可能な装具
 - b. 追加物は、ヒールレイズ or ヒールキャップ、ブレース or ストラップ装具、ヒールレイズ、ヒールキャップは、最大の厚さには含まれない
色や外観の変更、自分の靴をテーピングはカスタマイズではなく、承認不要
カスタマイズされた靴のベースとなる標準モデルの靴は購入可能である

○【国内】 TR5.2

競技者は裸足でも競技用靴を履いても、競技を行うことができる。競技者はカウンセシルによって承認された競技用靴に関する、全ての規則を遵守しなければならない。競技用靴に関する規程参照

○【国内】競技用靴に関する主要規則 を追加

- ・靴底は 11 本以内のスパイクが取り付けられる構造

- ・11 個までのスパイクの使用可
- ・スパイクの長さは 9mm（室内は 6mm）以内
- ・HJ・JTのスパイクの長さは 12mmを超えてはならない
- ・スパイクは先端近くで、長さの半分は4mm 四方
- ・スパイクに関する靴底以外のルールは変更ないので、招集所でのチェックは引き続き必要

●医療及び安全上の理由から、競技用靴（市販されているものに限る）へのインナーソールの追加、その他の物の挿入および追加は以下の条件でのみ認められる。

- 中敷き（インナーソール）の追加または挿入物は、取り出し可能な装具であること（靴の内側に恒久的に固定することはできない）。
- 追加物は、ヒールレイズまたはヒールキャップ（例：跳躍競技用靴）、ブレースまたはストラップ（例：投てき競技用靴）とする。

国内：事前承認は不要

●靴底の最大の厚さ（購入時から装着されているオリジナルのインナーソールを含む）は、2024 年 10 月 31 日までは以下の通りとする。

○運用【国内】

原則として、必要以上に事前の現物チェックや届け出は行わない
（主催者判断で事前チェックを行うことをやめるものではない）

現物の事後チェックを限定的に実施

（承認靴リストとの照合・写真撮影・預かり・WA へ提出等）

- （例）
- ・日本記録、エリア記録、世界記録が出た場合
 - ・世界選手権等の参加標準記録を達成した場合
 - ・ワールドランキングポイントレベルの記録が出た場合
 - ・その他、審判長が特に必要と考えた場合

⇒ただし、国際大会は WA 規則に従うので、カスタマイズ靴を着用する選手（メーカー）は、WA への事前届出の提出を求めるケースもあり

⇒陸連主催大会等では着用靴の事前届出書の提出を求めるケースもあり

⇒大会要項、競技注意事項等での靴チェック方法の周知

競技用靴に関する規定		
主な変更点	改正前	改正後
靴底の厚さの定義	中敷きと靴底を含んだ厚さ	靴底の厚さ 購入時のインナーソールは厚さを含む WA事前承認の追加インナーソールは含まない
カスタム 既存靴のカスタム化	可。競技者の足の形に合わせる 事前申請の必要性は規定なし	可。 ただし、WAの事前申請・承認が必要 安全／医療上の理由が必要と明確化
対象競技会	WA競技規則に準じた競技会 ただし、線引きが不明確	WA競技規則に準じており、ワールドランキング ポイントが獲得できる大会 2023年1月よりワールドランキング競技会制度 導入され対象大会の明確化
靴底の厚さ	現行規定 2024年10月31日まで	2024年11月より、T&F種目シューズがすべて20 mmに統一
遵守規定		承認状況不明：出場させることは可 ただし、UNC TR5.2非公認扱いでレース後の 検査が必要 競技者は、シューズを常時提出できるに

【2024年10月31日まで有効】

種目	ソールの最大厚さ (本規程 10.6 による)	その他の要件/注意
フィールド種目 (除：三段跳)	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く長さを競う跳躍種目に適用。 全フィールド種目で、本規程 10.3 および 10.4 で言及されているように、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない（前足の中心は、靴の内部の長さの 75%にある靴の中心点。踵の中心は、靴の内部の長さの 12%にある靴の中心点）。
三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない（前足の中心は、靴の内部の長さの 75%にある靴の中心点。踵の中心は、靴の内部の長さの 12%にある靴の中心点）。
トラック種目 (800m未満の種目、 ハードル種目を含む)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
トラック競技 (800m以上の種目、 障害物競走を含む)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。競技場内で行う競歩競技の靴底の厚さは、道路競技と同じとする。
クロスカントリー	25mm スパイクシューズ または 40mm ノン・スパイクシューズ	競技者はスパイクシューズでもノン・スパイクシューズ（ロードシューズなど）を履くことができる。スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 25mm を超えてはならない。ノン・スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 40mm を超えてはならない。
道路競技 (競走・競歩)	40mm	
マウンテンレース トレイルレース	制限なし	

【2024年11月1日から有効】

競技	ソールの最大厚さ (本規程 10.6 による)	その他の要件/注意
トラック種目 ハードル種目 障害物競走	20mm スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。競技場内で行う競歩競技の靴底の厚さは、道路競技と同じとする。
フィールド種目	20mm スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ	全跳躍種目で、本規程 10.3 および 10.4 に記載のとおり、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない（前足の中心は、靴の内部の長さの 75%にある靴の中心点。踵の中心は、靴の内部の長さの 12%にある靴の中心点）。
道路競技 (競走・競歩)	40mm	
クロスカントリー	20mm スパイクシューズ または 40mm ノン・スパイクシューズ	競技者はスパイクシューズでもノン・スパイクシューズ（ロードシューズなど）を履くことができる。スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 20mm を超えてはならない。ノン・スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは 40mm を超えてはならない。
マウンテンレース トレイルレース	制限なし	

3 フィールド競技の試技時間 (TR25. 17)

残っている競技者	走高跳	棒高跳	その他
4人以上*	1分	1分	1分
2~3人	1分30秒	2分	1分
1人	3分	5分	—
連続試技**	2分	3分	2分

●単独種目の走高跳と棒高跳の連続試技の適用時間の変更

変更前⇒走高跳と棒高跳では、残っている競技者が二人以上で、
同一の高さの時のみ適用する

変更後⇒単独種目・混成競技ともに、残っている競技者に関係なく適用し、
 走高跳と棒高跳では、**高さが変わった場合にも適用する。**

(例)

	4m80	4m90	5m00	5m10	5m20
	5人	4人	4人	4人	3人
A	××○	×××			
B	○	×○		×××	
C	○	○	×○	××○	○
D	—	○	—	○	××○
E	—	—	—	—	○

高さが変わっても変更前は、2分だったが、変更後、3分

連続試技 3分

連続試技なので 3分

4 走幅跳・三段跳 (TR29.3 29.5 30.1 他)

変更前⇒踏切地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。
 踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先に、判定しやすいように粘土板を置かなければならない。

変更後⇒踏切地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。
 踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先に、判定しやすいように粘土板を置くことができる。

●ビデオカメラ等による踏切の判定導入

⇒ビデオカメラ等を導入する場合： 粘土板は使用しない

- ⇒ビデオカメラ等を導入しない場合：粘土板の使用が基本
- *ビデオカメラ、粘土板はともに判定のための補助的用具ではあるが、判定の正確性向上、抗議等に備えて使用するもの
- ⇒カメラの性能、設置位置、確認しやすさ等のチェック要
- 〔国内〕

踏切地点にビデオカメラやその他の技術を用いた機器を設置しない場合は、粘土板を置いての判定を基本とする。粘土板を使用しない場合は、粘土板を設置するように施工されている部分はラバー等で窪みを埋める。

●粘土板の粘土の角度

変更前⇒45度 変更後⇒90度

TR29.3、29.5、30.1.1 走幅跳・三段跳③

〔国際〕 2021.11.1～ 〔国内〕 2022.4.1～

✓粘土板の粘土の角度

- (変更前) 45度
- (変更後) 90度

粘土を 45° の成型から 90° の成型に変更

〔国内〕 ゴム台座の「切り欠きタイプ」は継続使用可

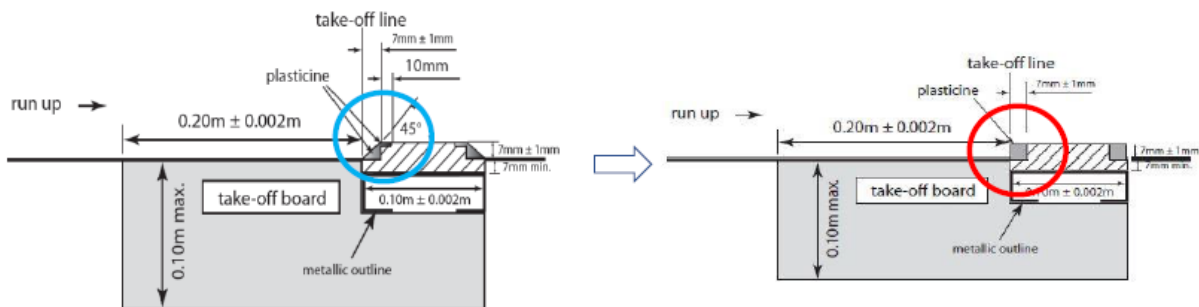


Figure 184a - Take-off board and plasticine indicator board

無効試技の定義 (TR30.1.1)

- (変更前) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体はどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。
- (変更後) 競技者が踏み切る際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、踏切足または踏切足の靴のどこかが、踏切版から離れる前に、または地面から離れる前に、踏切線の垂直面より前に出た時。
- (国内) 粘土板を使用して判定を行う際には、粘土板に痕跡が残った時は無効試技とする。

TR29.3、29.5、30.1他 走幅跳・三段跳⑤

〔国際〕2021.11.1～ 〔国内〕2022.4.1～



46

5 円盤投・ハンマー投の無効試技・囲いの境界（TR32.14）

○円盤投・ハンマー投の無効試技・囲いの境界について（TR32.14）

- ・右投げの場合、左側のネットにあたってセクター内に落ちるケース、左投げの場合右側のネットにあたってセクター内に落ちるケースは無効試技とする。

（注意）

- i 競技者の投げた円盤またはハンマーの頭部が、競技者に遠い側の囲い（着地場所に対して、右利きの競技者は左側、左利きの競技者は右側）に当たった場合は無効試技とみなす。
- ii 競技者の投げた円盤やハンマーの一部が、競技者に近い側の囲い（着場所に対して右利きの競技者であれば右側、左利きの競技者であれば左側）に当たり、投てき物が囲いの境界より前方にある着地場所に着地した場合は、TR32.10を含む他の規則に違反していなければ無効試技とはみなさない。

囲いの境界とは、囲いと門口が所定の位置にある時に、着地場所に最も近い左右の囲いまたは門口の隅の間に架空の直線によってひかれるものと定義する。

6 スタートリスト・結果に記載する略号(CR25.4)

- ・レーン侵害は「L」を使用し記載する。運営システムを作成しているメーカーには対応を依頼中。
- ・集計表などを作成して、審判長・監察員主任・記録情報処理員などが手元で管理するとよいのではないかと。例を示すので、参考にしてほしい。

7 世界記録が公認される種目 (CR32)

- ・世界記録が公認される種目では競歩の 35000m (トラック)、50 km、35 kmが追加になった。ペナルティゾーンでは 35000m、35 kmの時間が追加された。30000mの世界記録は削除になった。日本記録も同じように扱う。

8 記録申請の早期化・明確化 (CR37.2, 37.4.7, 37.8)

- ・30 日以内から、できるだけ速やかに (競技終了後 1 週間程度を目途) に変更

9 その他

○スタートに関する口頭抗議 (TR8.4.1) について

- ・あくまでも国際扱いのままとする。レース後における通常の抗議 (TR8.4.2~8.4.4) は、国内でも認めることとする。
- ・フィールド競技についても現場での口頭抗議は引き続き、認めない。

OCR28, CR13

- ・審判員の名称変更 計測員(科学) → 科学計測員

○競技会役員 (CR13,28)

(変更前) 審判長、競歩審判員主任、スターター、マーシャル、医師は明確な方法で区分する。

(変更後) 審判長、各主任、マーシャル、医師は明確な方法で区分する。

- ・スターターがこれまで通りオレンジ色等の服装を着ることを妨げるものではないが、必ず着なければならぬということではない

* 2021 年度 S 級公認審判員昇格審査結果について

- 全国で 219 名 (昨年 308) が申請し、215 名 (昨年 303) が昇格

- 本県では、1 名申請し、1 名が昇格

【昇格基準】

- ・55 歳以上
- ・A 級取得後 10 年以上経過している者
- ・直近過去 6 年間で 30 回以上の競技会参加回数。
- ・審判講習会の参加回数が、直近過去 6 年間で 3 回以上

- 不合格者については、

- ・講習会・競技会の参加回数が足りない。
- ・日本陸連への申請年度の登録がない。(※県陸連への登録料必須)

【注意事項】

- ・大会役員は参加回数に含まない。
- ・講習会は、年に複数受けても、1 回のカウント。
- ・旧手帳の方は、新手帳に切り替えること。
- ・参加回数不足の理由として、「家庭の事情・仕事多忙・体調の問題等」は理由とならない。

* C級審判員制度の導入について

- 日本陸連登録しているもので、その年度内に16歳に達する者が取得することができる。
- 加盟団体が、講習、審査を実施し、資格を付与する。
- 審判活動はB級以上の審判員の監督下で主任の責任において審判活動をする。B級昇格を見据えて、現場活動を通して基礎的な審判技術を学ぶ。
- 計測および判定については、当該審判長や主任が判を編成し、B級以上の審判員が必ず1名以上ついて指導を行いながら業務を担う環境をつくる。
- 補助員とは一線を画するものとする。
- B級昇格時は取得時と同等のアップグレード講習を加盟団体／協力団体で実施。実技研修は、免除することも可能とする。
- 活動中の事故は、主催者側が競技者及び審判員にかけている保険等で対応し、そのことをしっかり事前に伝達する。
- テキストは陸連にて用意する。
- 服装、待遇等については加盟団体に一任する。

●2021年度 47都道府県のうち7都県が講習会実施。

- (課題)
- 各学校や地域へも案内しているが、十分に呼びかけができていない。
 - 高体連の規定で高体連の大会では手当の支給がされない。
 - 補助員との差別化をするためには、改善してやりたい。
 - 今まで補助員をしていた高校生が審判員として入るため、補助員の人数確保が難しくなった。また、C級審判員へ謝金をどうするか。
 - まだ活動できていないのでわからないが、競技補助員との区別など。

* JTOs, JRWJs セミナーについて

- 2022年度、次世代を担う人材の確保を目的として、JTOs（第7期）育成セミナーおよびJRWJs（第7期）育成研修会を行う。
- JTOs 育成セミナーの受講者は、各地域2名＋競技運営委員会推薦若干名。各地域陸協からの推薦は、JTOが存在しない加盟団体の方の受講を優先。すでにJTOが存在する加盟団体については、女性の登用を積極的に検討いただきたい
- 受験資格は2022年度末（2023年3月31日）で満55歳未満である者
- 本連盟公認のA級公認審判員である者、総務・総務員・審判長・審判主任のいずれかの経験者が望ましい。
- 事前オンライン講義やe-learning等で学習し、その後に対面試験を1日設定する予定。
- JRWJs 育成研修会は、次期JRWJs 育成セミナーで合格レベルに達するようスキルアップするとともに、現JRWJsのブラッシュアップを目的とする。

- 受講者は①2019JRWJs 育成セミナー修了者 19 人（JRWJ 制度施行細則第 4 条により 2023 年度まで受験資格がある）。
 - ②JRWJ 不在陸協から 1 名の推薦者（2019JRWJs セミナー受講者を除く）…秋田、山形、栃木、熊本、宮崎、沖縄の 6 県が対象。
 - ③本連盟競技運営委員会からの推薦者若干名は、NTO 資格取得者でオリンピックに関わった者、元日本代表選手等を考えている。
- オンラインと対面講習を考えているが、こちらも現時点の案。予算が確定次第、改めて連絡する。

以上

日本陸連ホームページ委員会情報

<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/technical/>